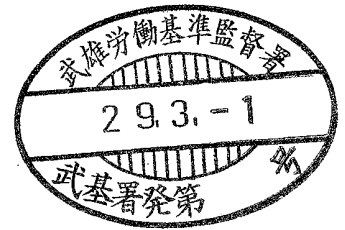
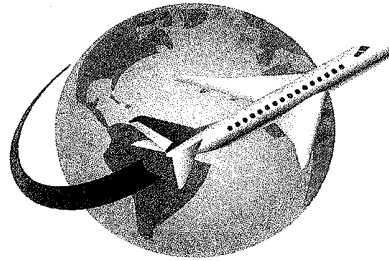


旅 費 規 程



(目 的)

第 1 条 この規程は、役員及び職員の旅費に関する事項について定める。

(旅費の支給)

第 2 条 職員が業務の処理を目的として一時施設を離れた職務（以下「施設外職務」という）を命ぜられた場合は、当該職員に対し旅費を支給する。

2 施設外職務を命ぜられた職員が、当該施設外職務を命令する者（以下「命令権者」という）以外の者から旅費又は旅費相当額の支給を受ける場合は、この規程による旅費の計算において、当該支給を受けた額を控除して支払う。

(施設外職務命令)

第 3 条 職員の施設外職務は、園長の施設外職務命令により、また、園長の施設外職務は、理事長の施設外職務命令によって行うものとする。

2 職員が職務のため園外で施設外職務する場合は、前項にかかわらず理事長の命令によるものとし、その旅費についてはその都度理事長が定める。この場合、理事長は施設外職務の目的、行程及び方法を判断し旅費を減額して支給することができる。

(施設外職務命令の原則)

第 4 条 命令権者は、その施設外職務が業務の円滑な運行を図るために必要であり、かつ旅費の支給が可能な場合に限り、当該施設外職務を命令することができる。

(旅費の種類)

第 5 条 旅費の種類は航空運賃、鉄道運賃、船賃、車賃、ガソリン代、日当及び宿泊費とする。

(施設外職務命令等の手続き)

第 6 条 命令権者は、施設外職務命令を発し又はこれを変更（命令の取消しを含む、以下同じ）する場合は、出張命令簿に必要事項を記載し、これを当該施設外職務者に通知する。

2 命令権者は、やむを得ない事由により前項の手続きを事前に取りれない場合は、口頭により旅行を命令し、又は変更することができる、この場合は命令後速やかに出張命令簿に必要事項を記載する。

(施設外職務の取消等による場合の旅費)

第 7 条 施設外職務を命ぜられた職員が、施設外職務を取消された場合において、既に施設外職務のために支出した費用があるときは、当該費用のうちその職員の損失となる金額を、旅費として支給することができる。

(旅費の計算)

第 8 条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により施設外職務した場合の費用であり、(別表 1) に従って算出する。

2 旅費の計算は、勤務場所から起算した経路による実費弁償とする。ただし、その経路に職員の通勤区間が含まれ、かつ、通勤手当が支給されている場合は、当該区間の旅費を控除することができる。

3 日当は、半日日当、1 日日当、役員日当の 3 種類とし、施設外業務(旅程を含む)の所要時間が正午を境に午前だけ、午後だけの場合は半日日当、終日の場合は 1 日日当、理事長の命により会議等に出席した役員には役員日当を支給する。ただし、宿泊する場合については、所要時間にかかわらず 1 日日当を支給する。

4 旅程において、保育園の負担で食事が提供される場合は、1 日日当を支給しない。

(施設外職務の日数)

第 9 条 施設外職務の日数は、出張命令簿に記載された範囲において、実際に要した日数による。

(旅費の請求手続)

第 10 条 旅費(概算払いによる旅費を含む)の支給を受けようとする職員は、研修報告書、請求書に必要な書類を添付して、支出命令者に提出しなければならない。

(旅費の支給額)

第 11 条 旅費は、(別表 1) に基づき支給する。

(旅費の支給)

第 12 条 旅費は、施設外職務期間就業後、月末に締めて翌月 5 日に現金にて本規程による額を直接本人に支給する。

(臨時職員等の旅費)

第 13 条 臨時職員等へ職務を目的として施設外職務を命じたときは、当規程に準じて命令権者が旅費の支給を決定する。

(旅費の減額支給)

第 14 条 命令権者は、命令した施設外職務の目的及びその内容によっては、この規程に定める旅費を減額又は打切旅費を支給することができる。

(附 則)

第15条 この規程は平成18年 1月 1日より施行する。

- 2 平成22年 3月 1日 改定
平成26年12月11日 改定
平成29年 1月12日 改定

(別表1)

旅 費		交通費(航空運賃、鉄道運賃、船賃、車賃、 高速道路料金等)実費
ガソリン代		・佐賀市 2,000 円、武雄市(山内町を除く)・伊万里市 500 円 唐津市、1,600 円 ・その他地域は、実際に走行した距離(km)×20円で算出
宿泊費		実費支給
日 当	半日日当	550
	1日日当	1,100
	役員日当	3,000

- 1 ガソリン代は、旅程に自家用車を用いて、自ら運転するものに支給する。同乗者には支給しない。
- 2 ガソリン代の支給は武雄市であっても山内町は支給しない。
- 3 武雄市内へ出張等については日当の支給はしない。ただし役員は除く。